**【記述式問題サンプル】**

以下に引用する国家公務員法57 条による職員の採用は、行政法学上、行政行為の１類型にあたるとされる。
その類型は、行政法学上、どのような名称で呼ばれ、どのような行為であるとされているか。40 字程度で記述し
なさい。

＜国家公務員法＞
第34 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
（第２号以下略）
第57 条 選考による職員の採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。
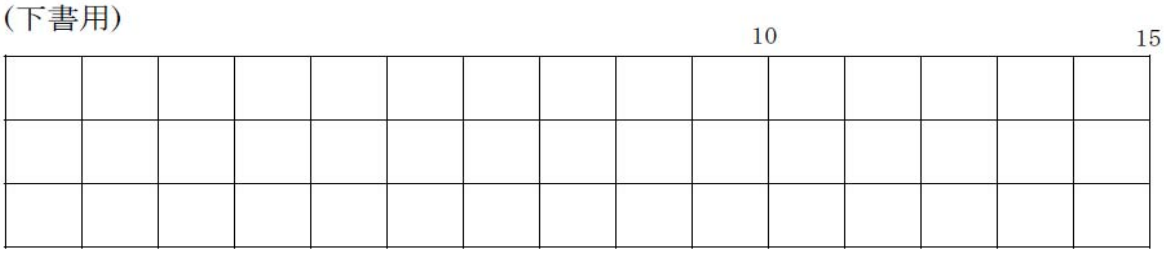
（下書用）